



ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者保護に関する法律

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2004 年 7 月 15 日付け勅許第 0704/124 号
- 閣僚評議会の組織及び権能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付け勅許第 02/94 号
- 女性省の設置に関する法律を公布する 2005 年 1 月 17 日付け勅許第 0105/002 号
- カンボジア王国首相及び女性省大臣の提言

を理解し、この法律を公布する。

第 3 期国民議会の第 3 回会議において 2005 年 9 月 16 日付けで国民議会により可決され、第 1 期上院議会の第 10 回会議において 2005 年 9 月 29 日付けで上院によりその形式及び法的概念の全体が承認され、その全体的内容は、以下のとおりである。

第 1 章 一般条項

第 1 条

本法の目的は、カンボジア王国の社会においてドメスティック・バイオレンスを防止し、被害者を保護し、家庭内で非暴力の文化と調和を強化することにある。

本法は、国の優れた慣習と伝統に沿って、かつ現行の規制に加えてカンボジア王国の憲法第 45 条に従って、ドメスティック・バイオレンスを防止し、被害者を保護し、家庭内の調和を保持するために法的な仕組みを構築することを目的とする。

第 2 章 施行の適用範囲

第2条

ドメスティック・バイオレンスとは、以下の者に対して発生し、かつ発生する可能性のある暴力を意味する。

- 1- 夫又は妻
- 2- 扶養を受けている子
- 3- 居住を共にし、家族の扶養を受けている者

第3条

ドメスティック・バイオレンスは、効果的かつ効率的に、間に合うよう防止する必要があり、被害者又は攻撃を受ける可能性がある者を保護するために、最も適切な措置を講じる必要がある。

暴力とは、以下を含む。

- 生命に影響を与える行為
- 身体の完全性に影響を与える行為
- 拷問又は残虐な行為
- 性的攻撃

第4条

生命に影響を与える行為とは、以下を含む。

- 計画殺人
- 故意の殺人
- 加害者の故意の行為から生じた故意ではない殺人
- 故意ではない殺人

第5条

身体の完全性に影響を与える行為とは、以下を含む。

- 傷害を負わせるか否かを問わず、素手又は凶器を用いた身体的虐待
- 拷問又は残虐な行為

第6条

拷問又は残虐な行為とは、以下を含む。

- 家庭内の人間に対して精神的又は心理的、情緒的、知的苦痛を与える嫌がらせ
- 道徳及び法が許容する範囲を超えた精神的又は心理的及び身体的危害

第7条

性的攻撃とは、以下を含む。

- 強姦
- 性的嫌がらせ
- 公然わいせつ

第8条

被害者を怖がらせ、衝撃を与えることを狙った脅迫、並びに居住を共にし、かつ同一家族の扶養を受けている者の個性及び財産に影響を与える行為も防止する必要がある。

配偶者、子ども又は被扶養者が尊厳を持って、かつ国の優れた慣習及び伝統に従って適切な生き方をすることができるように助言若しくは注意を与えること、又は適切な対策を講じることによるしつけは、当該しつけ及び教育が高潔な本質（思いやり、哀れみ、他者の幸福を喜ぶ心及び誠実さから成る。）を備え、かつカンボジア王国により承認された、人権と子どもの権利に関する国連条約の原則に従い行われる場合は、常に、暴力又はドメスティック・バイオレンスの使用には含まれないものとする。

第3章

管轄機関及び手続

第9条

ドメスティック・バイオレンスが発生している、又は発生する可能性がある場合、最も近い管轄機関がその防止及び被害者保護のために緊急介入する義務を負う。

介入に際して、管轄機関は、状況に関する明確な記録を作成し、直ちにこれを担当の検察官に報告するものとする。

第10条

ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者保護を目的として、本法に基づく規制対象の分野を担当する女性省の職員は、司法警察としての法的資格を有するものとし、現行の刑事手続に基づき被害者の代理人として原告の役割を果たすことができる。

第11条

司法警察としての法的資格を既に得ている担当職員が不在の場合、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者保護のために介入した他の担当職員（警察職員、警察官、軍憲兵隊、コミュニケーション又はサンカットの地域当局、女性省職員及び村長を含む。）が、本法に基づき、裁判所に提出する記録を作成する権限を与えられるものとする。

この記録も、司法警察の職員が作成する記録と同じ価値を有するものとする。

第12条

上記第9条、第10条及び第11条に記載された管轄機関は、職務の履行にあたり、本法の規定に定める手続及び現行の刑法の手続を遵守するものとする。

第4章 防止及び被害者保護

第13条

発生しているか、又は発生すると考えられるドメスティック・バイオレンスを防止するため、管轄機関は、以下の方法により緊急介入を行うものとする。

- 加害者が使用しているか、若しくは使用する可能性のある凶器又は有形物を差し押さえる。
- 被害者の要望に応じて、加害者を現場から移動させるか、又は被害者をその場から移動させる。特別な場合において、被害者を避難させる相当の理由がある場合は、被害者の要望によらずに被害者を避難させる場合がある。
- 安全が保障され、緊急医療支援を受けることができる一時的なシェルターを特別に提供するなど、状況に応じて被害者に適切な支援を提供する。
- 両当事者に対して暴力を止めるよう説明、教育及び仲裁し、被害者に対して、本法第20条及び第26条に記載された暴力を防止する権利に関する情報を提供する。

本法において加害者とは、ドメスティック・バイオレンスを行い、行おうとし、かつ行う準備をしている者を指す。

第14条

被害者の安全を守るために、管轄機関は、コミュニケーション行政管理法第43条、第48条及び第49条に従い、以下のとおり行政決定を発行し、既存の法律に基づき一時的措置を講じることができる。

- 加害者自身又はその他の者によるドメスティック・バイオレンスを禁止する。
- 被害者若しくは被害者の親族の財産又は共有財産を破壊することを禁じ、又はその売却の禁止を指示する。
- 被害者と共に生活している住居又は被害者が滞在若しくは勤務する場所に、被害者及び管轄機関の許可なく近づき、又は立ち入ることを禁止する。
- 被害者、家族又は関係者の安全を守るために必要なその他の法的措置を講じる。

第15条

介入の要請を受けた場合又は現行犯の場合、管轄機関は、裁判所の正式な令状がない場合であっても、現場に立ち入る権利を有する。上記いずれの場合も、ドメスティック・バイオレンスが48時間以内に発生した、又は今後24時間以内に発生する可能性がある、担当職員及び管轄機関が相当な理由により考える場合である。

介入に際して、管轄機関は、状況に関する明確な記録を作成し、直ちにこれを担当の検察官に報告するものとする。

第16条

管轄機関が行う介入と並行して、被害者は、州・特別市の裁判所に対して保護命令の発令を求める申立てを申請することができる。

担当裁判官は、加害者の立会いの有無にかかわらず保護命令を発令することができる。

第17条

現行の刑事手続の遂行に参加するため、管轄機関は、重罪又は軽罪の中でも重い犯罪行為に該当する犯罪については、調停又は仲裁による介入を行うことはできない。

第18条

管轄機関は、現行犯の加害者又は本法第24条及び第25条に記載された裁判所の保護命令に違反している加害者については、裁判所の正式な令状を要することなく逮捕することができる。ただし上記2つの場合を除き、裁判所の正式な令状を持たない管轄機関による逮捕は、禁止されるものとする。

上記第1項の規定に適合する場合、管轄機関は、合法的な追加措置を講じるために、刑事訴訟法に定める最短期間内に直ちに明確な記録を作成し、訴訟を提起し、逮捕した加害者を訴追するものとする。

第19条

重罪又は軽罪の中でも重い犯罪行為に該当する犯罪にあたるドメスティック・バイオレンスは、暴力が既に終了している場合であっても、刑事訴訟の対象となるものとする。

刑事告訴は、本法に記載された形式で、かつ現行の刑事訴訟法に従い実施されるものとする。

第5章 裁判所の権限

第20条

保護命令には、加害者、管轄機関及び事件の関係者に命令を課す力がある。保護命令は、民事上の措置である。

保護命令は、すべての案件、状況、活動又は行為を対象とすることができ、被害者又はドメスティック・バイオレンスの脅しを受ける個人を保護する必要性に関連して、何らかの行為を強制又は禁止するものである。

保護命令には以下の2つの種類がある。

- 1- 一定期間、影響力を有するもの
- 2- 本法第23条に記載された規定に従い、一時的に影響力を有するもの

担当裁判官は、具体的な状況に応じた新たな保護命令又は適切な方法による任意の命令を発する権利を有する。

第21条

民事訴訟、行政訴訟又は刑事訴訟のすべての事件において、ドメスティック・バイオレンスが繰り返し発生している場合であっても、州・特別市の裁判所のみがドメスティック・バイオレンスの被害者に対して保護命令を発する権限を有する。

第22条

裁判所の保護命令を求める申立ては、以下の者が実施可能である。

- 1- 被害者、被害者の代理人、被害者の居住地の管轄機関又は現場で業務を実施する役人若しくは職員
- 2- 被害者が子ども、知的障害者又は自身で申立てを行うことができないと裁判所が考える者にあたる場合は、ドメスティック・バイオレンスの状況に関して把握している者

第23条

保護命令は、以下の2つの段階から構成される。

- 1- **段階1**：暫定保護命令と称される。有効期間は2か月であり、ドメスティック・バイオレンスの発生直後の緊急時に発令される。
- 2- **段階2**：保護命令と称される。有効期間は6か月であり、裁判所が事件を審理中、裁判の開始前又は最終判決の宣告前の時期に発令される。

第24条

裁判所は、最終判決を下す前に被害者の安全と福祉を守るため、又は被害者の財産を一時的に保全するために暫定措置が必要な場合、保護の申立てを受領したとき、加害者への尋問を要することなく暫定保護命令を発令することができる。

第25条

保護命令の発令に際して、裁判所は、被害者を保護するために、加害者の行為に関して以下のとおり命令を定め、課す権利を有する。

- 加害者自身又はその他の者によるドメスティック・バイオレンスを禁止する。
- 被害者と共に生活している住居又は被害者が滞在若しくは勤務する場所に、被害者及び管轄機関の許可なく近づき、又は立ち入ることを禁止する。
- 加害者に対して、方法を問わず被害者への連絡を禁止する。
- 被害者若しくは被害者の親族の財産を破壊すること、又はその売却を手配することを禁止する。
- 要望があれば、生活を共にしている住居から加害者又は被害者を別の場所に移す。特別な場合に被害者の避難が必要な理由がある場合は、要請なしに被害者を別の場所に移す場合がある。

被害者の安全、健康及び福祉を保護又は提供するために必要と裁判所が判断した場合、以下の追加措置が講じられる場合がある。

- 警察又は軍憲兵隊に被害者の個人財産の保全を命じる。
- 子どもの権利及び利益に最大の注意を払い、子どもの監護及び子どもに面会する権利に関する決定を行う。
- 加害者に対して金銭的援助を行う被害者の義務を停止する。
- 加害者に対し、その資力に応じて被害者に金銭的援助を行うよう命じる。

第26条

精神的若しくは心理的又は経済的に影響を与える暴力行為及び軽微な軽罪又は軽犯罪に該当する犯罪に関しては、両当事者の合意があれば、調停又は仲裁を行うことができる。当事者の親族は、国の優れた慣習と伝統に沿って、かつカンボジア王国憲法第45条に従って家庭内の調和を維持するため、両親、親戚、仏教僧、長老、村長及びコミュニケーション評議員に問題解決の仲裁人としての役割を依頼する方法をとることができる。

第27条

上記第25条の規定に従い、裁判所は、当事者の親族の希望に応えることを条件に、暴力に関して係争中の当事者の調停を試みるものとする。調停及び仲裁において、裁判所は、円満解決を拒否する当事者に圧力をかけてはならず、当事者に対して調停を強制してはならず、両当事者の合意を得ずに合意を強制してはならない。

第28条

暴力が子どもに関連する場合、子どもの利益のために尽くし、子どもの福祉を保護する役割を担う管轄機関がこの問題の追跡管理を行うものとする。深刻な事例の場合、管轄機関は裁判所に提訴するものとする。

裁判所から任命された責任者（検察官を含む。）は、子どもの状況の追跡管理を行う責任を負い、状況に関する報告を裁判所に対して行うものとする。

裁判所は、担当機関に対して、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する支援及びサポートを求める権限並びに裁判所の審理中に被害者の安全及び福祉を守る権限を与えることができる。

第29条

上記第23条に記載された緊急時を除き、裁判所は、本件に関する審理の5日前までに、保護命令の要望について加害者に通知するものとする。加害者が理由を明確に説明するために裁判所に出頭しない場合、裁判所は、加害者の立会いがないまま本件の審理を行うことができ、又は必要に応じて、裁判所の決定を無視した加害者に対して現行手続に従い措置を講じることができる。

加害者が出頭しない、又は裁判所の決定を無視した場合、関連する管轄機関は、現行の刑事手続に従い措置を講じるよう裁判所に要望するものとする。

第30条

いずれかの当事者から要望がある場合、裁判所は、決定を下す5日前までに他方当事者に事前通知を行った後に、保護命令の変更、取消し又はその負担の追加を行うことができる。

両当事者は、裁判所が保護命令を発した日から最長2か月間、異議を唱えて決定の見直しを裁判所に求めることができる。

第31条

被害者及び加害者は、訴訟の全段階において、法定代理人を立てる権利を有し、又は信頼する代理人を選定する権利を有する。

第32条

保護命令の発令後、検察官又は法律の規制を受ける担当職員は、定められた手続に従い、保護命令を執行するためにすべての措置を講じるものとする。

第6章 教育、普及及び研修

第33条

国家は、クメール民族の価値、倫理観、礼儀作法、生き方、家庭の維持及びしつけのやり方、暴力によらない平和的な方法による紛争解決を奨励するため、かつドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者保護のための対策の認識を指導することを目的に、全国の国民に本法の規定、特に家庭内での責任及び互いの権利の尊重に関する規定を周知させるため、本法の教育及び普及に注意を払うものとする。

国家は、ドメスティック・バイオレンスの危機に直面している当事者に対して、暴力を用いない問題解決方法及び教育を習得するために、カウンセリング・セッションへの参加を促す。

第34条

国家の省庁及び機関は、本法についての国民向けの普及・教育プログラムの推進にあたり、管轄機関、地域当局、各種組織及び民間部門との協力を強化するものとする。

組織に関連する役人及び職員は、ドメスティック・バイオレンスを引き起こす主な原因及びこの問題に関する他の犯罪について認識するため、ドメスティック・バイオレンスの問題及び本法に記載された措置に関する研修セッションを受講するものとする。

第7章 罰則

第35条

ドメスティック・バイオレンスの行為は、刑法上の犯罪とみなされるため、現行の刑法に基づき処罰されるものとする。

第36条

犯罪が軽微な軽罪又は軽犯罪に該当することを理由に、成人の被害者から要請があった場合、刑事訴追を行うことはできないものとする。

刑法に違反したドメスティック・バイオレンスが繰り返し行われた場合には、裁判所は、被害者から再度要請がある場合であっても、刑事手続に基づき加害者を起訴するものとする。

第8章
最終条項

第37条

本法は、緊急時に宣言されるものとする。

2005年10月24日、プノンペン王宮にて
国王署名